



附契約者が故意に被保険者を殺したとき。」とありますのは、これは過失によらないという意味であります。つまり地図の場合であります。

○小林勝馬君 次に四十五條の契約の

乗換の問題ですが、通常の場合解約し

て新契約を締結する場合とどういふ

○政府公報(明治三四年) 西洋學術

して新たに保険に新契約に入るといった

しますれば、解約の場合の還付金は普

通の場合によりますから、積立金の入

○%乃至九八%しか還付しません」と二方が乘換の場合に立りますと、そつ

積立金の全額を支拂う。この点が第一

の違いであります。それからもう一つ

違いますことは先程申上げました通り

に通常の解約をして、新契約に入りまして、前回の契約は今度

才媛としてありませると、前の大勢と同様の新らしい契約との何らの関連が認め

ませんから、折角長い間昔の契約に対

して保険料を拂つて、それを解約して

新たな一つの保険に入つて、それで二

年以内に事故があつた場合には、各務も先づこも申し姓した三十二歳の

適用を受けまして、一年以内でありま

したら今までに拂つた保険料、二年未

満でありましたならば保険金の二分の

一だけしか支拂いませんが、乗換の場

合をおりますと、一年未満で死亡しま  
した場合ご保険料を扣いて、保

資金の一割といふことになりますか

ら、相当有利になります。新らしい契

約の保険金の一割を支拂うということ

になりますからその点が相当有利になります。

であります。一年以上、二年以内に死亡(上様)に場合ではこれは保険金は

貰うようになつておりますから、この点は同じになつております。

○小林勝馬君 そうすると保険局のことは乗換を積極的に勧誘されるのか、希望によつてやられるのか、いかがであるか。

○政府委員(岡井端三郎君) これは上げるまでもありませんが、加入者は全く自由な意志によつてやりたいと申つております。ただ周知だけはいたしたいと思いますが、加入者が厭やだといふのを勧誘してやらすという思想は毛頭持つておりません。

○小林勝馬君 六十九條の二項の「該項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。」とあります。この國とは、國の一般会計のつもりで書いたものですが、保険事業の特別会計の負担といふ意味かこれをお伺いしたい。保険事業の場合は、保険事業の負担とした方がいいのじやないか、かよよに思いますが、その点どうですか。

○政府委員(岡井端三郎君) これは簡易保険事業特別会計の負担であります。國の一般会計の負担の意味ではありません。然らばはつきりとさよざいません。然らばはつきりとさよざいりますが、一方におきに寄いたらいいじやないかという御意見であります。が、成る程おつしやる事あります。簡易保険事業のことを規定してあるのであります。簡易保険事業につきましては、保険年金特別会計というものが今まで、これはこの法律はすべて簡易保険事業のことを規定してあるのであります。簡易保険事業につきましては、保険年金特別会計といふものが今まで、これはこの法律はすべて簡易保険事業のことを規定してあるのであります。簡易保険事業につきましては、保険年金特別会計といふのが今まで、これは言わなくても分つているというふうにいふに我々も考えたが故にかようないふさせたのであります。

○小林勝馬君 第七十條の積立金の運

用の問題ですが、これは郵政省か運用するのか、大蔵省が運用するのか、この点を一つお聞いいたします。

○政府委員(岡井謙三郎君) これはもとより逓信省が運用する建前でやつたのであります。但し現在は御承知の通りの事情を以ちまして、それが停止しているわけであります。その間この法律の効力が制限を受けるという結果になるかと思います。

○小林勝馬君 そうするとこの運用は逓信省がやるということで立案したというだけで、今後逓信省が運用することにこの法律としては私共了解しているのですが、どういうことになるのですか。

○政府委員(岡井謙三郎君) もとよりその筋の了解も得ました上でこの法律を規定いたしました以上、私共としては全力を擲げてこの法律通りにやる、つまり逓信省が全面的に、運用でありますように努力しなければならん又いたしたいと思つております。

○下條義典君 今的小林委員の質疑に連絡しまして運用の再開で一つ大臣にお尋ねしたいと思うのですが、私は前回運用の再開は料金の値上げに関する経営面から申上げたのですが、今の小林君の質問並びに岡井局長の御答弁で段々はつきりしたことは、少くも運用再開することによって料金の値下げに向うことができるということは、私は今の御答弁に影響がないからといらご回答局長の御答弁であったのでありますけれども、今お聞きするとこの点は深水さんの御質問に局長のお答え

になつたところによると、一千万円のものは昨年度においても郵政特別会計の方に廻わしてあるといふことで、これもやはり裕りさえ出れば郵政特別会計の方も運用を蒙るということはつきりしたわけですが、そうなることは速かに少くもこの法律を施行することによりまして、これはもう運用再開の條件は整つたものと考えられるのであります。でありますから、いつからこれを運用再開をおやりになる御計画なんですか、この点を一つ大臣から伺いたいと思います。

になりますと、これは衆議院あたりでも決議案が明日か明後日出るのじやないかと思います。そういうような方向に進んで参つておりますので、私は今まで大蔵省と通信省との事務折衝、又大臣大臣の考え方等を相当検討いたして参りましたが、この決議案を若し衆議院で通過した場合には、このときこそ私が政治的に閣内においてそうした折衝に取り掛かる時期じやないか、こう考えておりますので、これがうまく行きましては、少くとも來月あたりから實際できるのじやないかと思ひます。それは勿論やつた上でなければ分りませんので、今直ちにいつからこれを実行するということはお答えできませんけれども、速かにこうした方面で解決をつけて元の逕信省で扱つた時代と同じような方法で國民の輿論に應え、又それを実施したいと考えます。  
○小林勝馬君　兩法案に対する質疑をこの辺で打切らんことの動議を提出いたしました。

賛否を明かにしてお述べ願いたいと思

います。

○小林勝馬君 討論も省略して直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶものあり

○委員長(大島定吉君) 小林君から討論切りの動議が出来ましたが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり  
○委員長(大島定吉君) 御異議ないものと認めます。直ちに採決いたしました。郵便年金法案並びに簡易生命保険法案、両案に対して原案通り可決することに御異議ない方は、御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(大島定吉君) 全員起立でござります。よつて両案は全員賛成にて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それでは委員長の口頭報告は、両法案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、及び表决の結果を報告することにつき御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり

○委員長(大島定吉君) 御異議ないものと認めます。つきましては、委員長が議員に報告する報告書には多数意見者の署名を付することに左つておりますから、両案に御賛成の方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

渡邊 基吉 小林 勝馬  
深水 六郎 千葉 信  
下條 恒兵 市來 乙彦  
松鶴 喜作 松鶴 喜作  
渡邊 基吉 小林 勝馬  
大島 定吉君

○委員長(大島定吉君) 御署名洩れは

ございませんか。ないものと認めます。

これを以ちまして本委員会は散会いたします。

午後四時六分散会

出席者は左の通り。  
委員長 理事  
小島 定吉君  
渡邊 基吉君  
大島 定吉君  
千葉 信君  
市來 乙彦君  
下條 恒兵君  
松鶴 喜作君  
深水 喜作君  
岡井彌三郎君  
通信大臣  
政府委員  
(簡易生命保険局長)

昭和二十四年六月一日印刷

昭和二十四年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局